

平成22年度コミュニティ・スクール推進協議会 実践発表資料

(ふりがな)	(ながはましりつ はやみしょうがっこう)									
学校名	長浜市立速水小学校									
(ふりがな)	(ながはまし こほくちょう はやみ)									
所在地	滋賀県長浜市湖北町速水2561-1									
電話番号	0749(78)0018			FAX番号	0749(78)0970					
学級数		1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	計	
		1	2	2	1	2	1	2	11	
児童・生徒数		27	39	49	36	44	31		226	
	(特支)	1	0	2	1	0	0		4	
教職員数	18人	学校運営協議会を置く学校として指定された年月日				平成21年12月1日				
学校運営協議会の委員数・構成	12人	内	地域代表 7人、保護者代表 1人、教職員 4人、 大学教授等有識者 0人							
	学校運営協議会代表者(会長等): 地域代表(速水小学校同窓会理事)									
その他	<ul style="list-style-type: none"> 平成21～22年度、コミュニティ・スクール推進事業の調査研究指定校である。 学校運営協議会を置く学校として、上記の通り旧湖北町教育委員会より指定されたが、平成22年1月1日に長浜市と合併したため、現在、再指定のため長浜市教育委員会が準備中である。 									

(平成22年7月7日時点)

I 学校運営協議会設置までの経緯、設置後の改善状況

1. 「学校運営協議会を置く学校(コミュニティ・スクール)」指定前の状況

- 隣接する長浜市と湖北地域との合併協議が進む中、合併すると教育行政が広域(滋賀県で最大面積)化し、地域に根ざす学校としての教育を引き続き推進するためには、その核となる新たな体制づくりが必要ではないかと考えられていた。
- 本校は、自然豊かな田園地帯に位置し、地域も穏やかで学校教育活動に好意的・協力的な土地柄である。従って、学校に対しての厳しい要望はもとより、保護者や地域の思いや期待等も学校に伝わるのが少ない現状があった。
- 以前より熱心に活動していた地域の「図書ボランティア」のメンバーを中心に、学校教育活動を支援する動きが出始めていた。

2. 学校運営協議会の設置を決めた理由

- 校長の学校経営方針を承認し、地域のニーズを学校に取り入れるという一定の権限と責任を持って学校経営に参画する学校運営協議会を設置すれば、教育行政が広域化しても、その教育の推進に答えつつ、地域に根ざす学校教育を力強く推進する学校力が備わるのではないかと考えた。
- 学校運営協議会のメンバーに、本校において熱心にボランティア活動を展開している地域住民を加えれば、保護者や地域の声が学校に届けられるのではないかと考えた。また、熱心で前向きな意見や行動が期待できる学校支援が実現し、躍動感ある学校を共に作っていただけるのではないかと考えた。

3. 学校運営協議会の設置方針の決定後から設置までの課題とその対応状況

- 旧湖北町における学校運営協議会の設置は、合併後も引き続き地域の学校としてのよさを維持するために、町教育委員会の指導によって進められたが、校長と学校運営協議会との力関係を危惧する意見もあった。
 - ⇒校長を座長とする設置に向けた勉強会（町教育長、町教委参事、代表校長、小中教務主任）を、1年間に4、5回開催し、制度を学校の課題解決や特色ある教育の推進のために活用する展望を、先ず校長が持つことがポイントになるのではないかと結論づけた。
 - ⇒また、旧湖北町内の1中学校と3小学校が連携して推進していくこととした。
- 学校運営協議会委員の候補者選定をどうするのか
 - ⇒広く地域住民から公募する方法もあるが、前述した地域の特性から立候補は期待薄であり、制度の認知がされていない現状では、学校が適任者を選定する方が望ましいと考えた。
 - ⇒そこで、ボランティアによる学校支援に前向きな方や以前から学校に関わりが深く、地域の情勢に詳しい方をお願いすることとした。
- 学校運営協議会委員の候補者や学校職員への制度理解をどうするのか
 - ⇒委員の候補者と学校職員の合同研修会の設定や先進地視察が有効であると考えた。この場合、地域のまとまりや小中の連携を考慮すると、中学校区で一緒に行う方がよいと考え、合同実施することにした。
 - ⇒直接制度に関わっている職員以外は、繰り返し活動内容等を周知していないと学校体制で臨めないと考え、職員会議等で進行状況を説明することとした。
- 保護者や地域への制度理解等をどうするのか
 - ⇒保護者には、PTAの総会や各種の集まり及び校報で説明した。地域には、カラー刷りの啓発リーフレットを中学校区合同で作成し、全戸配布した。
(設置後は、学習参観日等の保護者が学校に集まる日には、学校運営協議会の活動紹介のコーナーを設ける。さらに、協議会の活動周知のため「学校運営協議会だより」を作成し、全戸配布する。)
- 学校運営協議会委員以外の保護者や地域のニーズの把握はどうするのか
 - ⇒委員に意見等を伝えてほしいと広報したり、学校支援で来校したボランティアと懇談する場を設けたりする（アンケートも含む）こととした。
- 学校運営協議会として、具体的に何をするのか
 - ⇒先ずは学校支援ボランティア活動で、保護者や地域住民の学校教育活動への参加を進め、そこから、学校運営協議会と学校が共に学校教育の課題を考え解決する活動に移行していくこととした。
- 学校運営協議会において、学校情報や児童情報をどこまで公表するのか
 - ⇒学校運営協議会委員には、校長の学校経営方針及び教育活動に関する内容と全体的な児童の学校生活や学力の様子について説明し、そのことに対する意見を求めることとした。なお、教職員及び児童の個人的な情報は、活動の目的に添わない部分もあり、個人情報保護の観点からも配慮する必要があると考えた。

4. 学校運営協議会が学校や教育委員会に対してこれまでに提案してきた主な意見等

【学校運営の基本的な方針に対するもの】

- 学力や道徳性など児童が成長するための質の高い教育を望むが、学校は、どのような支援を家庭や地域に求めているのか（困っていることは何なのか）を具体的に示してくれた方が教育活動に参画しやすい。
- 学校が児童の教育のために沢山の事柄を計画的に実施していることが、校長の説明でわかった。歩調を同じくして学校運営協議会も教育活動に参画し、学校支援をしたい。

【学校運営に関する事項に対するもの】

- 学校の取組は、現状では、保護者や地域に十分には伝わっていないと感じる。情報発信を強化すべきではないか。
- 学校運営協議会やボランティア組織等が自由に使える活動の場がほしい。

【学校の職員の採用その他の任用に関する事項に対するもの】

- 現在まで、学校運営協議会の体制作りが主であったため、このことについての意見は出ていない。

5. 学校運営協議会が提案した意見を踏まえた、学校や教育委員会の具体的な取組

【学校運営に関すること】

- ホームページに「トピックス」と「校報のページ」のコンテンツを加えた。また、PTA活動時の校長挨拶の時に、学校の教育活動の工夫や児童の活躍を話すように心がけている。校報も月1回のペースで、学校の教育活動をアピールしている。
- 体育館内の大会議室を「スタッフルーム」とし、学校運営協議会やボランティア組織等が自由に使えるようにした。
- 学校の課題を整理し、職員の共通理解と授業改善への取り組みを促した。そして、その解決につながることを学校支援の中心にした。また、望ましい生活習慣（自学の勧めくテレビやゲームの時間を減らし学習時間を増やす）、道徳的実践の勧め）の形成への取組も始めた。
 - ・本校はオープンスペースの学校であるため（教室の廊下側に仕切りがない）、授業中に隣のクラスの声がよく聞こえ、このような環境で児童の学力が伸びるのかという不安が保護者にある。この不安を解消する必要がある。
 - ・つまり、「児童の学力を維持向上させること」と「学校生活に静と動のメリハリを付ける」ことが課題である。

【教育活動に関すること】

- 学校の午前の始まりと午後の始まりにおける「静」の時間の定着を図った。
 - ・午前：「朝読書」の時間
 - ・午後：「ステップタイム」の時間（基礎学力向上）
- 国語の授業研究を行っているが、授業以外では、「国語力向上部」（言葉のコーナーの設置、校内放送の充実、国語辞典の活用等）と「表現活動部」（詩の暗唱・朗読、話

型の導入、朝のスピーチ等）を立ち上げ、言語力の向上に取り組んでいる。

- 学習活動や学習環境の整備への支援が行われれば、学力向上につながると考え、学習活動（英語科、家庭科、社会科、生活科、体育科、図工科、総合的な学習の時間）や学習環境の整備（図書館の整備、掲示板の装飾、お話し会、読み聞かせ等）を中心に様々な学校支援ボランティアを活用している。

【教職員の任用に関すること】

- 現在まで、学校運営協議会の体制作りが主であったため、このことについての意見はなく、したがって、意見を踏まえた取組は何もしていない。

6. 学校運営協議会の設置後に感じられる変化（成果）

【学校（教職員）側】

- 学校運営協議会で、「学校が困っていること、支援を求めていることは何か」との問いがあった。このことを受けて学校の課題を整理し直し、朝と昼に静かな時間（「朝読書」と「ステップタイム」）を定着させたので、学校に落ち着きを感じられるようになった。
- また、上記の課題の整理から、学習活動（学習環境整備）への支援を中心に学校支援が行われているが、学校運営協議会委員や学校支援ボランティアが、職員室や会議室で打ち合わせを行ったり、ボランティア活動での保護者や地域の人との出入りが多数あり「地域に生かされた学校」の確立が図られつつある。
- 学級、学年のニーズを学校運営協議会委員や地域コーディネーターに伝えれば、それに合う支援が容易に受けられる体制になりつつある。
- 学校運営協議会委員や学校支援ボランティアが、地域での児童の様子を来校した時に管理職等に話す（あるいは、学校から尋ねる）ことによって、指導に生かせるようになった。
- 保護者のボランティアとしての教育活動への参加体験は、直接的に学校教育を知ることになり、もっとも効果的な説明になるという意見が聞かれるようになった。

【教育委員会側】

- 長浜市教育委員会は、旧湖北町及び旧虎姫町での取組を引き継ぎ、現在は市内全小中学校でコミュニティ・スクール推進事業の研究指定を受け、全市で展開中である。
- 学校運営協議会の協力のもと、校長を主体として、各学校において地域に開かれた信頼される学校をめざして、地域と協働しながら特色ある教育活動が展開されることを期待している。

【園児・児童・生徒側】

- 体験や技能を伴う活動は、教師1人による効率が課題であったが、ボランティアが入ることで児童の学習活動後の満足感が高まった。
- 活動時に困ったことが起きても、側に大人がいることで児童の困り感が軽減できる。

【保護者側】

- 学校運営協議会委員の働きかけで、学校のことは学校に任せるといった思いから、手伝えることは手伝ってみようという変化が、保護者の中に出てきた。
- 学校の活動に興味・関心があっても、自分からは参加しづらいと感じている保護者には、学校支援の組織は有効であると感じた。
- 学校支援に来校した時に、普段の学校や児童の様子が見られ、また、先生と話をしていけるのでよいという意見を得た。

【地域側】

- 学校支援の来校者から、児童との触れ合いが楽しく、学校が身近になったとの意見を得た。

7. 学校運営協議会の設置後に抱えている課題

- 学校運営協議会委員を通じての、あるいは、学校支援ボランティアからの保護者や地域の声が、まだ十分に集められていない。
- 学校支援ボランティアの実績を基に、目的意識をもっと明確にした学校教育への参画となるように学校運営協議会で協議し、保護者（地域）のニーズも踏まえつつ、学校の課題を解決するために、昨年度末に「ボランティア活動委員会」「家庭・地域連携委員会」「明日の速水小を考える委員会」の3つの運営委員会を協議会の中に組織した。現在、課題解決につながるように活動が進行中である。
- 現在、ボランティアメンバー募集に関して地域コーディネーターと協力しているが、来年度は「学校支援地域本部事業」が終わるので、体制の継続が必要である。
- 学校運営協議会に参加している学校職員は、校長、教頭、担当2名だけのため、他の職員にとっては、（ボランティアで活動支援等を受けているという認識はあるが）、協議会が身近になっていない。
- 学校運営協議会の活動が協議会と学校の関係だけに留まっている。
- 昨年度は、コミュニティ・スクールの理解や組織の構成に時間を費やし、広報活動は行ったが、学校運営協議会の役割と活動内容が保護者や地域に十分認知されていない。

8. 上記7の課題の解決に向けた今後の取組予定

○組織した3つの運営委員会の活動内容を下表のようにした。学力向上のために速水小学校の児童の伸ばしたい力、身に付けさせたい習慣は何か、そのためにすべきことは何かを核にして協議することとした。

○家庭・地域連携委員会（委員4名） ・家庭や地域のニーズを探り、学校へ提案する ・家庭、地域へ啓発活動を行う
○ボランティア活動委員会（委員4名＋地域コーディネーター） ・学習活動への支援や学習環境整備への支援等を行う （地域の力を学校へ取り入れる）
○明日の速水小を考える委員会（委員8名） ・地域で伸ばしたい（育てたい）児童の力等について、学校へ提案する ・学校関係者評価を行う

○そのために「家庭・地域連携委員会」では、家庭や地域へ基礎データ収集のアンケート調査を行う。道徳的実践や地域行事への参加を奨励する。「明日の速水小を考える委員会」では、児童の実態、全国学力・学習状況調査の結果等やアンケート調査結果から成果と課題を検証し、今後の活動内容を見出す。「ボランティア活動委員会」では、引き続き学習活動を中心とした学校支援を行い、より学力向上が望める学校支援を検討する。これらの活動を順次行う。

- 地域コーディネーターの役割を「ボランティア活動委員会」で引き継ぐ方法を考える。
- 学校運営協議会委員と全教職員との懇談や教育委員会の担当者を交えた学校運営協議会の会議の設定を進める。
- 「学校運営協議会だより」を年間5、6回発行し、周知を図る。

II 学校運営協議会の実際の運営状況等

1. 学校運営協議会の運営状況

(平成21年度実績：年6回開催)

回	年月日	議 題 等
1	H21. 7. 16	コミュニティ・スクールのねらい 推進委員会年間活動計画案と活動予算案
2	H21. 8. 28	第1回コミュニティ・スクール推進委員全員研修会と兼ねる 演題「コミュニティ・スクールは何をめざすか」県教委主査
3	H21. 10. 29	本校の教育活動説明と意見交換、学校支援活動報告 推進事業の取組状況と先進地視察予定
4	H22. 1. 27	本校学校運営協議会「推進委員会」規約 会長・副会長の選出、各運営委員会への所属決定
5	H22. 2. 26	学校関係者評価の実施
6	H22. 3. 5	本年度の反省と次年度の方向性、各運営委員会の活動計画
(補記) ・本校は、平成21年12月1日に旧湖北町教育委員会より学校運営協議会を置く学校として指定された。したがって、第3回までは、コミュニティ・スクール推進委員会として開催している。 ・平成22年1月1日の合併に伴い長浜市教育委員会の管轄となった。現在、市内全ての小中学校でコミュニティ・スクール推進事業に取り組んでいる。 ・上記の他、学校運営協議会委員が、入学式、運動会、卒業式等に参加している。 ・また、第2回コミュニティ・スクール推進委員全員研修会(「これからのコミュニティ・スクールについて」大学教授 H22.2.17)や2回の先進地視察(東海市平州、明倫両小学校 H21.12.8、東京都三鷹市第5中学校 H22.1.15)を行った。		

2. 学校運営協議会に関する基本情報等

○ 学校運営協議会を置く学校としての指定期間(年数)※規則上

2年

○ 学校運営協議会の委員の任期(年数)※規則上

2年

○ 学校運営協議会の委員の改選方法の工夫

・地域の方で学校や児童、或いは教育行政等と関わりのある方、過去にあった方で、できる限り学校支援に理解のある方を依頼している。

○ 学校運営協議会の議事内容の公開状況

・議事内容の概要を「学校運営協議会だより」で公開する。

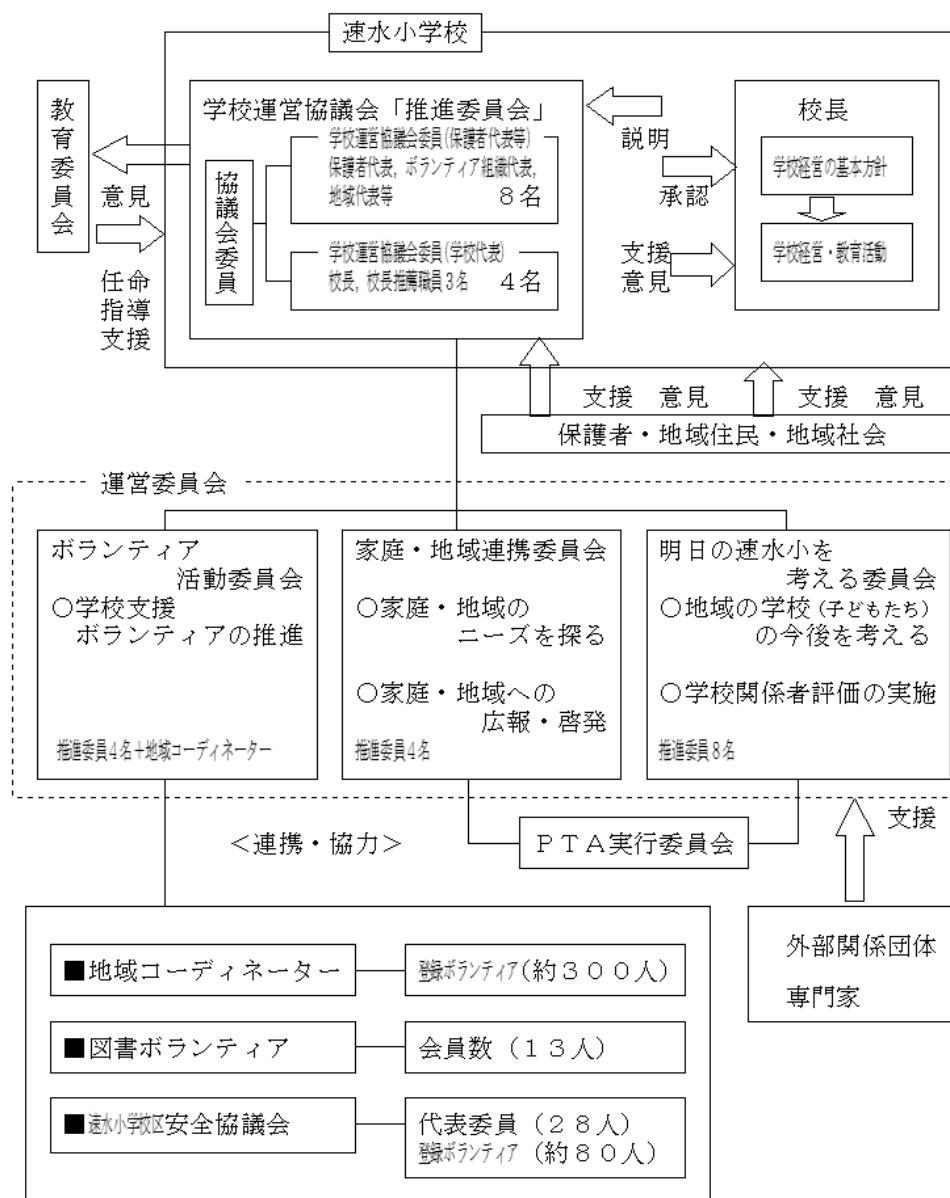
3. 学校の教育活動に協力する仕組み(P T A、学校支援地域本部事業等)との連携状況

○ 学校運営協議会の委員の中に「P T A会長」「学区安全協議会副会長」「図書ボランティア代表」を任命することで、それぞれの組織との連携を図りやすくしている。

○ 学校運営協議会の「ボランティア活動委員会」と地域コーディネーターや「学区安全協議会」「図書ボランティア」の連携・協力は、円滑に機能している。

○ 学校運営協議会の「家庭・地域連携委員会」「明日の速水小を考える委員会」の両委員会の活動は、その活動内容によってP T Aの本部役員会と連携・協力する。

コミュニティ・スクールの全体構想図



4. 学校運営に対する意見を聞く他の仕組み（学校関係者評価、外部アンケート等）との連携状況

- 学校関係者評価は、学校運営協議会委員が行うこととしている。
- 学校の自己評価に関しての児童アンケートや保護者アンケートの項目設定については、学校運営協議会委員の意見も取り入れる予定である。

平成22年度コミュニティ・スクール推進協議会 実践発表資料

(ふりがな)	(せたがやくりつ きゅうでんしょうがっこう)								
学 校 名	世田谷区立給田小学校								
(ふりがな)	(せたがやくきゅうでん)								
所 在 地	東京都世田谷区給田 4-24-1								
電話番号	03 (3308) 5671				FAX 番号	03 (3308) 5797			
学級数		1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	計
		4	5	4	4	4	4	0	25
児童・生徒数		129	163	133	133	137	137		832
(特支)		0	0	0	0	0	0		0
教職員数	47人	学校運営協議会を置く学校として指定された年月日				平成19年4月1日			
学校運営協議会の委員数・構成	10人	内 訳	地域代表 3人、保護者代表 3人、教職員 1人、 大学教授等有識者 1人、卒業生代表 1人、就学予定保護者代表 1人						
	学校運営協議会代表者(会長等): 井上 健(東京都市大学准教授)								
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・給田小学校は、平成17～20年度に校舎の改築が行われた。 ・給田小学校は、平成20～21年度に「コミュニティ・スクール推進事業」の調査研究校を委嘱され、学校運営協議会が「給田小の子どもと地域のかかわり」(平成20年度)、「給田小の子ども・保護者と地域のかかわり」(平成21年度)調査などを実施し、報告書にまとめた。 ・世田谷区では、平成9年度から、学校・家庭・地域ならびに関係諸機関で「地域防災」「児童・生徒の健全育成」「教育活動の支援」を協議する場として、全区立小中学校に「学校協議会」が設置されている。 ・上記と区別するために、世田谷区では「学校運営協議会」を「学校運営委員会」と呼んでいる。 								

(平成22年4月1日時点)

I 学校運営協議会設置までの経緯、設置後の改善状況

1. 「学校運営協議会を置く学校(コミュニティ・スクール)」指定前の状況

【給田小学校の状況】

- ①給田小学校は「健康教育(うすぎ、はだし、木登り、一輪車)」を特色としてきたが、保護者の意識の変化や仮校舎での生活により、そうした伝統にかげりがでてきた。地域の公立学校として何が求められるのか、特色ある学校づくりをどのように進めていくのかを今一度、考え直す必要に迫られていた。
- ②他方で、校舎の改築を機に、学校を支援する様々なボランティア・グループが誕生するなど、保護者と学校の協力体制が培われていった。保護者たちからは、子どもの卒業後もなんらかのかたちで学校に関わっていきたいという声が聞かれた。

【世田谷区の状況】

- ③世田谷区では、「いわゆる学校選択制を採用せず、すべての学校で、地域との関係を守り育てながら教育活動の充実に取り組む」(世田谷区教育委員会『世田谷区教育ビジョン』平成17年3月)と宣言し、さまざまな施策が進められていた。
- ④平成17年より全区立学校で学校外部評価制度(平成19年度より「関係者評価」と改称)が実施され、教育活動を客観的に評価し、児童や保護者の意見を取り入れていく素地ができてきた。

2. 学校運営協議会の設置を決めた理由

【給田小学校の状況】

- ①学校の教育方針は校長により変わる可能性があり、教育の担い手である教職員も異動が避けられない。給田小の健康教育が保護者や地域住民から支持されるものであり、また、それを今後も伝統として守り続けるとするならば、保護者や地域住民が教育活動に参画する、地域運営学校（コミュニティ・スクール）というあり方が望ましい。
- ②改築を機に、保護者や地域住民のエネルギーが高まっており、それを学校のさまざまな活動に活かしていくことで、真の意味での「地域とともに子どもを育てる教育」を実現するチャンスである。

【世田谷区の状況】

- ③世田谷区としても、「学校協議会」をベースに「地域運営学校」を拡大しようとしており、教育委員会のバックアップや他校との情報交換などが期待できる。
- ④学校外部評価の活動を通じて、保護者、元保護者、地域住民、教職員、学識経験者など立場を異にするものが、「給田小はどんな学校なのか」「学校をよくするためにどうすればよいか」を共に考えることを経験し、一定の手応えが得られた。

3. 学校運営協議会の設置方針の決定後から設置までの課題とその対応状況

【教職員への説明】

教職員には、当初、地域運営学校となることで仕事が増えることへの懸念や学校協議会が一定の権限をもつことへの不安があった。そこで校長は、地域運営学校は世田谷区が進めている「地域とともに子どもを育てる教育」や既に活動している「学校協議会」の延長線上に位置づくものであり、過度の心配は無用であること、しかし同時に、これからの公立学校は「地域とともに歩む」ことが重要であることを力説し、理解を求めた。

【委員の選定】

委員の選定に関しては、世田谷区では、地域住民、保護者、卒業生、学識経験者、学校関係者（例えば、就学予定の幼児の保護者）からそれぞれ何名、というきまりがある。校長が特に重視したことは、学校に対する理解があること、建設的な話し合いができること、チームワークを大事にして仕事を進められること、であり、すでに2年間の活動実績があった「学校外部評価委員会」の委員やPTAの役員経験者などから人選した。また、委員長に学識経験者を据えたことは、委員の地域運営学校への理解を深め、また、広い視野から学校の役割などを考えるうえで、効果があった。

4. 学校運営協議会が学校や教育委員会に対してこれまでに提案してきた主な意見等

【地域運営学校としてのビジョンの策定】

地域運営学校に指定された最初の年、学校運営協議会は「地域運営学校になることで何がかわるのか」「これから給田小は、どんな学校をめざしていくべきか」を1年間かけて議論し、「地域運営学校になること」とは「給田小の子どもたち・教職員・保護者・地域住民の行動と意識に次のような変化が起こること」との結論に至り、以下のような「3つのビジョン（＝目標、指標）」として策定・提言した（平成19年度）。

「地域運営学校」としての3つのビジョン

- * 給田小の子どもたちは、
 - ・ 家族や担任教員以外の大人とふれあう機会が増える
 - ・ 住んでいる地域や通っている学校について、自分の言葉で表現できるようになる。

- * 給田小の教職員は、
 - ・ 授業や教育活動をいろんな人に見てもらう機会が増える
 - ・ クラスや教科を越えて、学校の現状や将来について考えることができるようになる。

- * 給田小の保護者・地域住民は、
 - ・ 学校のために、自分ができることをする機会が増える
 - ・ 「私の子どもの学校」から「私たちの子どもの学校」として考えることができるようになる。

【具体的な事項】

- ① 自分たちの町を知るための活動の実施（平成19年度）。
- ② 新校舎の地域や保護者へ披露をかねた行事の実施（平成20年度～）。
- ③ 地域行事への児童の参加の拡大（平成20年度）。
- ④ 保護者や地域住民の参加する活動の推進（平成20年度～）。
- ⑤ 新1年生が速やかに学校に馴染むような方策（平成20年度～）。
- ⑥ 健康教育のさらなる推進（平成20年度～）。
- ⑦ 教職員の「地域運営学校としての活動」への参加の拡大、学校運営協議会委員との交流（平成20年度～）。
- ⑧ 校庭に移築された「古民家」の活用（平成21年度～）。
- ⑨ 学校を支えるボランティア・グループの相互交流や組織化（平成21年度～）。

【学校の職員の採用その他の任用に関する事項に対するもの】

- ① 校長の残留の希望（平成20、21年度）。
- ② 副校長の残留の希望（平成20年度）。
- ③ 異動で欠員が生じていた専科教員の補充（平成20年度）。

5. 学校運営協議会が提案した意見を踏まえた、学校や教育委員会の具体的な取組

【学校運営に関すること】

- ① 行事はもちろん、日々の教育活動を評価する指標として、3つのビジョンを意識するようになりつつある（平成21年度～）。
- ② 学校運営組織（校務分掌）に地域連携部会を設置した（平成21年度～）。

【教育活動に関すること】

- ① 新校舎落成記念・校内オリエンテーションの実施（平成20年度）。
- ② 夏季休業中に、保護者や地域住民を講師とする「サマースクール」の実施（平成20年度～）。
- ③ 夏休みの課題「見つめよう ぼくたち私たちの町」の実施（平成19年度）。
- ④ 給食指導補助ボランティアの募集・活用（平成21年度～）。
- ⑤ 水泳指導補助ボランティアの募集・活用（平成20年度～）。
- ⑥ 学校全体で「はだし」を推進（平成21年度～）。

6. 学校運営協議会の設置後に感じられる変化（成果）

【学校（教職員）側】

- ①校長の学校経営方針の冒頭に、地域との関係や地域運営学校としての方向性が記されるようになった（平成20年度～）。
- ②教員がボランティアを活用する機会が増え、また、ボランティアの募集をしやすくなった（平成20年度～）。
- ③教員たちに、担任するクラスや学年を越えて、学校全体・地域全体で子どもたちを育てていこうという意識の変化が感じられる（平成20年度～）。

【教育委員会側】

- ①教育ビジョンの柱「地域とともに子どもを育てる教育」を推進した。
- ②学校教育活動の充実に向けた気運等が高まった。
- ③学校を保護者や地域が支えることによる安心感が高まった。
- ④学校・家庭・地域間の信頼関係や教育力が高まった。

【園児・児童・生徒側】

- ①地域全体で「あいさつ運動」に取り組んだり、子どもたちが地域に出ていく機会を増やしたりすることにより、学校外で、地域の大人に挨拶をする子どもが増えた（平成20年度）。
- ②地域のいろんな大人と出会うことにより、人とのつながりや地域のよさを意識することが強くなってきたように感じられる（平成21年度～）。
- ③休み時間などに、はだしで活動する子どもたちが増えた（平成22年度）。

【保護者側】

- ①様々な機会に学校に足を運ぶ保護者が多くなった。（平成21年度）
- ②「学校運営委員会だより（通信）」を発行することで、保護者の地域運営学校（そして、給田という地域）への理解が深まっていった（平成21年度）。
- ③みんなで、みんなの子どもたちを育てていこうとする保護者が多くなったように感じる（平成21年度）。
- ④ボランティアの募集（活動）時に「3つのビジョン」を説明することで、保護者や地域住民に、学校に関わることをより深く、理解してもらえるようになった（平成22年度）。

【地域側】

- ①「学校運営委員会だより（通信）」や「地域運営学校としての行事」によって、学校と地域、保護者が繋がる新たなチャンネル・機会が生まれた（平成20年度～）。
- ②学校運営協議会委員が「架け橋」になることで、地域の方々の学校への信頼がさらに増している（平成20年度～）。
- ③地域の方から、ビジョンに叶うような「地域らしさを活かした活動」への提案が寄せられた（平成21年度）。

7. 学校運営協議会の設置後に抱えている課題

【保護者】

- ①保護者全体に「地域運営学校」への理解が浸透していない。

【学校・教職員】

- ①教員が多忙であり、「地域運営学校らしい活動」にまでなかなか手が回らない。

【地域】

- ①学校に関わりたくても、関わり方がわからない人がいる。

【学校運営協議会】

- ①一部の委員に負担が集中することがある。
- ②給田小では、学校運営協議会がボランティア・グループを統括するような仕組みは作っていない。PTAとの協力体制をどうするかを含めて、今後の課題である。
- ③委員の交代を視野に入れて、これまでの成果をどのように継承・発展させていくか。

④通信の印刷費用など、必要経費の問題。

8. 上記7の課題の解決に向けた今後の取組（すでに実施していることも含む）

【保護者】に対して

- ①「学校運営委員会だより」を「学校運営委員会通信」として刷新し、「地域運営学校」について、保護者によりわかりやすく、また、親しみやすい広報活動を展開する。ボランティアの募集や地域で活動する団体についても、タイムリーに情報発信を行い、他にはない「コミュニティのメディア」としての価値を高める。

【教員】に対して

- ①月1回、地域連携部会の活動を実施し、教員と地域とのかかわりを増やしていく。
- ②ボランティアによる活動を実施した後は、教員とともに、その成果や問題点を明らかにし、次回にフィードバックする。

【地域】に対して

- ①「学校運営委員会通信」の配布先を再検討して、児童の卒業後も、様々な関係者を繋いでいく。
- ②ホームページを充実させ、広報のチャンネルを充実させていく。
- ③古民家を活動拠点とし、地域の方々の活動を拡大していく。

【学校運営協議会】

- ①学校運営協議会が主催（あるいは協力）しておこなった活動や行事を、「ビジョンにかなった活動」であるかどうか、という視点から常に評価し、質を高めていくこと。
- ②PTA、ボランティア・グループ、あるいは、地域の青少年委員との一層の協働・連携を進めるために、将来的には「地域支援本部」も視野に、「組織づくり」も考えていく必要がある。

II 学校運営協議会の実際の運営状況等

1. 学校運営協議会の運営状況

（平成21年度実績：年11回開催）

回	年月日	議 題 等
1	H21. 4. 2	（審議）新年度学校経営計画
2	H21. 5. 26	（協議）運営委員の活動計画策定、サマースクール実施内容検討
3	H21. 6. 18	（協議）世田谷区教育フォーラム参加に向けて検討、サマースクール実施細案策定
4	H21. 7. 16	（協議）世田谷区教育フォーラム発表内容について検討
5	H21. 9. 15	（報告）教育フォーラム、文科省コミュニティ・スクール推進協議会参加報告、サマースクール、図書館開放実施報告及び反省
6	H21. 10. 15	（協議）「給田小の保護者と地域のかかわり」についてアンケート調査項目検討
7	H21. 11. 16	（協議）文科省コミュニティ・スクール推進事業報告書の検討、展示会の作品見学
8	H21. 12. 17	（協議）文科省コミュニティ・スクール推進事業報告書の検討
9	H22. 1. 14	（報告）学校関係者評価、学校評価の報告
10	H22. 2. 18	（報告）古民家落成式の報告、今後の活動計画
11	H22. 3. 11	（協議）次年度の活動について

(補記)

- ・ 毎回、校長からは学校のできごとや職員会議について、また、委員からはそれぞれが関わる活動の報告があり、それに関する協議が行われている。
- ・ この他、委員は、入学式、運動会、卒業式などの学校行事や学校協議会に参加している。

2. 学校運営協議会に関する基本情報等

- 学校運営協議会を置く学校としての指定期間（年数）※規則上

4年

- 学校運営協議会の委員の任期（年数）※規則上

2年

- 学校運営協議会の委員の改選方法の工夫

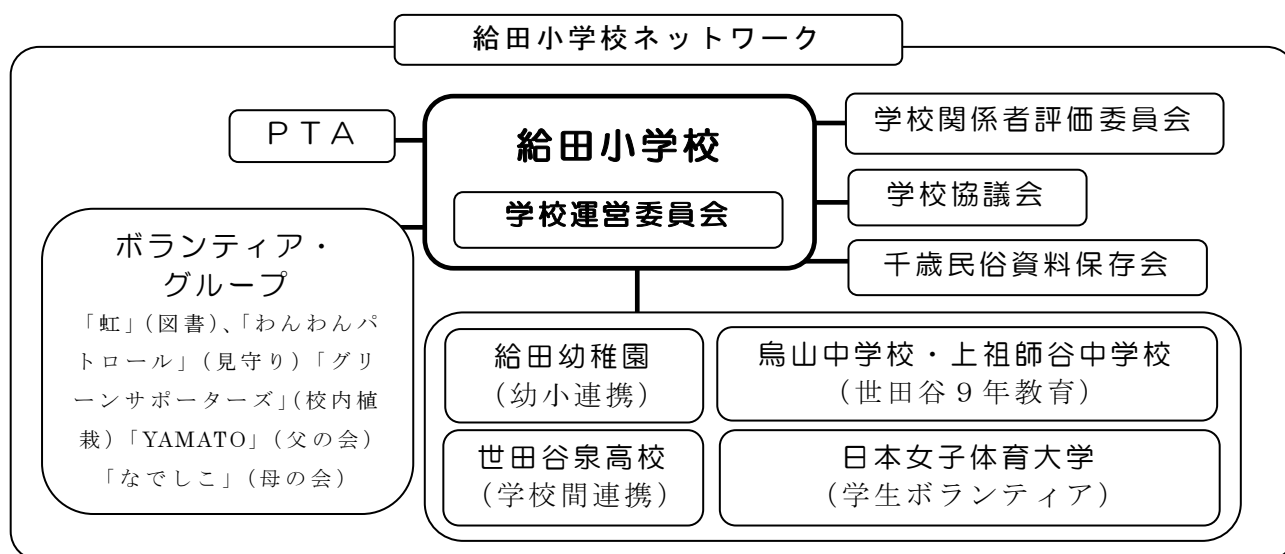
これまで委員の改選に際しては、PTA役員、学校関係者評価委員、併設されている幼稚園児の保護者から、全体のバランスを考慮しながら選出している。

- 学校運営協議会の議事内容の公開状況

学校運営協議会の議事内容は、「学校運営委員会通信」（平成21年度までは「学校運営委員会だより」として、毎月、報告し、合わせて、学校のウェブサイトでも公開している。

3. 学校の教育活動に協力する仕組み（PTA、学校支援地域本部事業等）との連携状況

給田小では、様々なボランティア・グループが下記のようなネットワークの中で学校の教育活動に協力している。ただし、学校運営協議会がボランティア・グループ等を統括するようなかたちにはなっていない。また、「学校支援本部」のようなものも設けていない。



その理由は、給田小が地域運営学校としてスタートした時には、すでに様々なボランティア・グループが活発に活動しており、PTA、学校協議会、学校外部評価（関係者評価）委員会、学校連携なども、それぞれの目的にふさわしい役割を担っていた。それゆえ、給田小の学校運営協議会は、新たな組織づくりや行事の企画・実施よりも、「地域運営学校としての給田小のビジョン」や「ビジョンに叶った活動のあり方」を協議・提言し、すでに活動しているグループや組織に働きかけていくことを自らの役割と考えてきた。

4. 学校運営に対する意見を聞く他の仕組み（学校関係者評価、外部アンケート等）との連携状況

- ① 世田谷区では、学校運営協議会は「学校の内部の組織」という位置づけであり、その活動内容については、学校関係者評価委員会によって実施される「児童・保護者・地域住民を対象とするアンケート」によって評価される（学校のウェブサイトで公開）。そして、その評価結果について、学校関係者評価委員と会合（年1回）を持ち、意見交換をしている（平成19年度）。
- ② ボランティアを募集して活動する際には、委員と保護者、地域住民と意見交換をすることにしている（平成21年度）。
- ③ 「学校運営委員会通信」の発行するために、保護者や地域住民に取材をしている。また、できあがった「通信」を配布する際にも、学校や学校運営協議会に対する「生の声」を聞く機会を設けている（平成22年度）。

5. その他

（別添資料）

世田谷区学校運営協議会の運営等に関する規則

（目的）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5第1項の規定に基づき設置する世田谷区学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（呼称）

第2条 協議会は、学校運営委員会と称する。

（承認事項）

第3条 法第47条の5第3項に規定する教育委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設の管理に関すること。
- (2) 組織の編成に関すること。
- (3) 配布予算の執行計画に関すること。

（指定及び指定の取消しの手続）

第4条 世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）は、協議会を置く小学校又は中学校として指定する学校（以下「指定学校」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する児童又は生徒の保護者及び当該指定学校の校長の意見を聴く機会を設けるものとする。

- 2 委員会は、指定学校を指定したときは、その旨並びに指定の期間の開始日及び満了日を告示するものとする。
- 3 前2項の規定は、法第47条の5第7項の規定による指定学校の指定の取消しについて準用する。この場合において、前項中「その旨並びに指定の期間の開始日及び満了日」とあるのは、「その旨及び指定の取消日」と読み替えるものとする。

（指定の期間）

第5条 前条第2項に規定する指定の期間は、4年とする。

- 2 前項の期間は、これを更新することができる。
- 3 前条第1項及び第2項の規定は、前項の規定による指定学校の指定の期間の更新について準用する。

（組織）

第6条 協議会は、次に掲げる者のうちから、委員会が委嘱し、又は任命する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 当該指定学校の所在する地域の住民

- (2) 当該指定学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 当該指定学校を卒業した者その他の当該指定学校に関係を有する者
- (4) 学識経験者
- (5) 当該指定学校の校長
- (6) 前各号に掲げる者のほか、委員会が特に必要があると認める者

(任期)

第7条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

- 2 前条第1号及び第2号に規定する委員が前項の任期の間に同条第1号及び第2号に規定する委員たる要件を欠くに至った場合においては、当該委員の任期は、当該要件を欠くに至った日までとする。ただし、委員会が必要があると認めるときは、この限りでない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(免職)

第8条 委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を免ずる。

- (1) 職務実績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 委員としてふさわしくない非行のあったとき。
- (4) 会議の正常な運営に協力しないとき。
- (5) 法第47条の5第7項の規定により当該指定学校の指定が取り消されたとき。

(委員長等)

第9条 協議会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員のうちから互選された者が、その職務を代理する。

(招集)

第10条 協議会は、委員長が招集する。

(会議)

- 第11条 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 2 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見聴取等)

第12条 協議会は、必要があると認めるときは、専門的事項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第13条 この規則の施行について必要な事項は、世田谷区教育委員会教育長が定める。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。



学校運営委員会
委員長
井上 健

こんにちは、井上です。普段は、大学の教職課程で教育学を担当しています。土橋校長とは20年来の友人で、若い頃、二人で学会発表をしたのも懐かしい思い出です。確か、自然体験や人間関係の豊かな子どもは自己有能感が高く、将来像も明るい、というのが結論でした。

給田小が取り組んでいる地域運営学校の活動は、まさに子どもたちの、そして、私たち大人（教職員、保護者、地域住民）の体験や人間関係を豊かにするものであり、そうした活動に関わることができるのをとてもうれしく思っています。

みなさま、どうぞよろしく、お願いいたします。

地域運営学校 4年目始動！

校長より最近の学校や子どもたちの様子について報告後、今年度の学校経営方針が承認されました。
学校経営方針は保護者会全体会において配布し、校長より説明をしております。
地域運営学校として4年目を迎えた今年度は「すべての教育活動を『みんなの子をみんなで育てる。』

4月22日、校長室にて今年度第1回学校運営委員会が行われました。

という意識で行う」など、地域運営学校をベースとした経営方針となっております。

議題

1. 委員長より
2. 学校長より
- ① 平成22年度学校経営方針
- ② 学校関係者評価を受けて（改善計画）
3. 今年度活動計画
- ① 地域連携部会
- ② 給田小を支えるボランティア・地域連携
- ③ 各委員より
4. 今年度の活動日程
5. 事務局より

世田谷区立給田小学校 学校運営委員会通信

平成22年度第1号
平成22年5月13日
世田谷区立給田小学校
学校運営委員会
委員長 井上健

学校運営委員会・事務局 メンバー

学校運営委員会

- 委員長 井上 健 (学識経験者：東京都市大学准教授)
- 委員 田中 龍次 (地域住民：元PTA会長・元給田町会青年会会長)
- 委員 清水 啓子 (地域住民：元PTA会長・総合型地域スポーツクラブ運営委員)
- 委員 竹越 学 (地域住民：元PTA会長)
- 委員 岡本 文恵 (地域住民：元PTA副会長)
- 委員 若林 みどり (保護者：元区立給田幼稚園・ふたば会会長)
- 委員 土屋 俊幸 (保護者：前PTA会長)
- 委員 善方 美枝 (保護者：前区立給田幼稚園・ふたば会会長)
- 委員 田中 新也 (卒業生：国立音楽大学学生)
- 委員 土橋 稔 (給田小校長)

事務局

- 副校長 安斎 和樹
- 主幹 鈴木 幸帆

皆様にもっと《地域運営学校》をわかっていただきたい！という思いで、今年度より「学校運営委員会だより」は「学校運営委員会通信」と形を変え、内容を充実させてお届けいたします。また、皆様からの学校運営委員会に対する質問・要望など随時受け付けております。校長室横の給田ポストに入れてください

1年間、よろしくお願いいたします



井上 健



田中(新)



鈴木



安斎

土屋

竹越

若林

岡本

善方

清水

田中(龍)

土橋

「地域運営学校」としての3つのビジョン

* 給田小の子どもたちは、

- ・ 家族や担任教員以外の大人とふれあう機会が増える。
- ・ 住んでいる地域や通っている学校について、自分の言葉で表現できるようになる。

* 給田小の教職員は、

- ・ 授業や教育活動をいろんな人に見てもらう機会が増える。
- ・ クラスや教科を越えて、学校の現状や将来について考えることができるようになる。

* 給田小の保護者・地域住民は、

- ・ 学校のために、自分ができることをする機会が増える。
- ・ 「私の子どもの学校」から「私たちの子どもの学校」として考えることができるようになる。

学校運営委員会ではこのビジョンを念頭に、月に1度の運営委員会で地域運営学校のあり方を話し合い、サマースクール等さまざまな活動を行っています。

給田小学校
校長
土橋 稔



地域運営学校として4年目を迎え、この間変わったこと。朝や帰りに声をかけてくれるお父さんや、お年寄りの方々が増えたこと。いつもいつも、保護者や地域の方々の給田小学校に対するまなざしがとても温かいことを感じています。

「給田小がこの地域にあつてよかったなあ。」と言ってもらえる学校にしていきたいと思っています。「何かできることがあつたら、何でもやりますよ。」と言ってくれる保護者の方々の声を聞きます。その方々の思いをうまく実現したいと思っています。
みんなの学校をみんなで創っていきましょう。

ボランティア

図書ボランティア「虹」

月1回、給田タイムに読み聞かせ
BOPお話し会
図書室整理
読み聞かせ関連の勉強会開催

問い合わせは
4-3
神野まで

YAMATO (給田小を支えるお父さんの会)

運動会・わくわくフェスティバル・もちつき等のお手伝い
お父さんの力が必要な時、随時活動

問い合わせはYAMATO事務局まで
kyudenpapa@hotmail.co.jp

烏山わんわんパトロール・給田小ステーション

犬の散歩をしながら、子どもたちの見守り活動
学期に1度、全校朝会で子どもたちにわんわんパトロールの紹介

問い合わせは 副校長先生まで

給田小を支える

ボランティア・地域連携

グリーン・サポーターズ

種蒔き・球根植え・雑草抜き・屋上花壇づくり等学校のみどりを育てるお手伝い

問い合わせは
副校長先生まで

地域連携

- ★日本女子体育大学
 - ・ 体育学習ボランティア
 - ★烏山中学校・上祖師谷中学校
 - ・ 世田谷9年教育
 - ★給田幼稚園
 - ・ 幼少連携
 - ★せたがや創造塾
 - ・ 毎月第2金曜日、民俗資料室の清掃および管理
- その他、給田町会・烏山上町会・西住宅自治会・千歳民俗資料保存会・NPO法人世田谷プレーパークなどとも連携していきます。

私の子どものお父さん・お母さんから

みんなのお父さん・お母さんへ

昨年行った「給食補助ボランティア」を、今年度も行いました。入学して一週間も経たないうちに始まる一年生の給食。先生や子どもたちのお手伝いだけでなく、地域運営学校としての目的もあります。

事前に、右ページのビジョンを説明し、目的を理解していただいたことで、参加した保護者・地域の方には「みんなのお父さん、お母さん」として子どもたちと接していただくことができました。



ボランティア内容

- 各クラス2名ずつ入り、
 - ・配膳及びサポート
 - ・会話を楽しみながらの給食
 - ・給食中のトラブル対処
 - ・片付け
- 上記以外に、一人でも多くの子どもに声をかけていただくよう、お願いしました。

給食当番が

できたよ!

1年担任の先生方の感想より

入学して3日しか経っていない状態で給食が始まりました。子どもたちは、学校の決まり等まだ何もわかっていなかったのですが、保護者の方に手伝っていただきとても助かりました。子どもたちは、1週目に保護者の方を見て覚えて、2週目に一緒に準備することで体で覚えることができました。

給食補助ボランティア

4月12日～4月23日



また、保護者の方が自分の子どもだけでなく、クラスみんなに声をかけ、楽しくおしゃべりしながら給食を食べて下さったことをありがたく思っています。

学校が身近に

感じられました

ボランティアに入ってくれた

1年保護者の感想より

・ どの子どもたちも喜んでくれて母親が学校に行くということは見守られている安心感を与えられているのかなと感じました。
・ 入学して日も浅く、学校での様子も良くわからなかったのですが、行ってみて子どものクラスの様子や雰囲気も良くわかりました。
・ 給食だけでなく最後まで居られたの

給食ボランティアを終えて

学校運営委員より

学校運営委員を含め66名が参加しました。給食をあえて自分の子どものいないグループで食べていただいたことで、より多くの子どもと会話ができて、楽しみながら「みんなのお父さん、お母さん」ということを実感していただけたように思います。またボランティアを通してお互いが知り合う機会にもなりました。

今後も学校に足を運んでいただけたらと思います。

で、下校までの流れもわかりよかったです。親子ともに安心できてよい機会でした。
・ 3人子どもがいるにもかかわらず、同じ教室で給食を食べたのは初めてでした。
・ 始まったばかりの給食を間近で見ることができました。そして一緒に食べて子どもたちと色々話ができ、とても楽しかったです。
・ 親子ともに不安な時に、学校に行きお手伝いをすることで安心することができました。なかなか踏み入れなかつた学校を身近に感じることで、学校に行きやすくなりました。
・ 誰かのお母さん（お父さん）が来ているというだけで子どもは安心して喜んでくれるんだ・・・と思いました。
・ 先生の大変さがわかり、これからもできる範囲でお手伝いをしたいと思いました。

給田小学校と地域をつなぐ

昭和41年に宍戸家より移築された古民家は、給田小の改築に伴い解体され、校門脇に再び移築されました。それまでは旧校舎の北側にひっそりと建っていた古民家も、現在は休み時間に子どもたちが縁側でひなたぼっこをしている姿が見られるようになりました。

子どもたちに挨拶していただいた地域の方が、その後にくつろぐ場所として、地域の方々に集まっていただき、給田小の子どもたちと触れ合える場所としての古民家の活用を考えています。

千歳民俗資料保存会の方々が定期的にお掃除をしてくださる予定です。

町会や消防団の方々の会合の場所として、『語りのボランティア』の方にお話をしていただく場所として、『あいさつ週間』に校門に立つ

古民家のある小学校



古民家への想い

千歳民俗資料保存会
前会長
宍戸 義隆

我が家の茅葺き屋根の居間は、郷土教育の貴重な資料・郷土の文化財として後世まで保存するために、昭和41年に給田小学校に移築されました。

学校職員はもとより、PTA・地元の有志・高穂会の方々など多くの人が協力してくださいました。

例えば、給田に小学校ができるという喜びから始まりました。

給田小学校は、先生方・PTA・地域の人々が三者一体となり大きくなってきました。

これが『給田の誇り』と思っています。古民家をいつまでも大切に維持管理し民族資料の保存にご協力をお願いします。

昭和41年当時の古民家



約230年前の江戸時代、天明年間に建築され、移築当時は茅葺き屋根でした。昭和51年に葺き替え工事がおこなわれました。

平成5年に世田谷百景に選ばれ、記念碑建立。平成6年に改修工事が行われ、カラトタン屋根になりました。



あしがき

◆地域運営学校として4年目が始まりました。取り組み1つ1つが点であるとするれば、4年目の今年、それぞれの点を関連させ、1つのまとまった面にしていくことを目指す1年としたいと思っています。

◆関連させるには、取り組み自体に先述した「3つのビジョン」を常に明確にもたせることが大切で

◆「地域運営学校って言われても、何をすればいいかわからない」そのような声が聞こえてくることも事実です。◆何も難しく考える必要はありません。とにかく学校に来て、子どもたちとかわかってみてください。特に保護者の方は自分のお子さんだけでなく他の子どもとも。◆そうすれば、「あの子はどうしてるかなあ」と、ちょっと気になるはずですよ。そうすると運動会や授業参観などで声をかけたりしませんか？道で会った時、あいさつを交わしたりしませんか？◆そしてまた学校に行ってかわかってみる・・・それを繰り返すことで「みんなの子をみんな育てる」学校になっていくと思つたのです。

学校運営委員会
事務局
安齋 和樹



平成22年度コミュニティ・スクール推進協議会 実践発表資料

(ふりがな)	(こなんしりついわねしょうがっこう)								
学校名	湖南省立岩根小学校								
(ふりがな)	(こなんしいわね)								
所在地	滋賀県湖南省立岩根3791番地								
電話番号	0748(72)1500			FAX番号		0748(72)1848			
学級数		1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	計
		1	2	2	2	2	1	2	12
児童・生徒数		26	38	38	45	43	34		224
	(特支)	0	3	3	2	2	1		11
教職員数	18人	学校運営協議会を置く学校として指定された年月日				平成19年4月1日			
学校運営協議会の委員数・構成	16人	内訳	地域代表 7人、保護者代表 1人、教職員 4人、 大学教授等有識者 0人、行政代表 1人、 委員会代表 3人						
			学校運営協議会代表者(会長等): 谷畑 忠彦(地域代表)						
その他	<p>○平成17年～18年度にコミュニティ・スクール推進事業の調査研究指定校であった。</p> <p>○平成20年度6月に「学校支援地域本部事業」を受託し、今年度で3年目を迎えている。</p> <p>○平成20年度11月より校舎耐震改築・改修工事に着手。この8月にすべて工事が完了し、新校舎(含新体育館)には「コミュニティ・スクール事務所をはじめ、地域の方が学校を学びの拠点としていただける施設を設置。(多目的ホール・ボランティア控室・談話室など)</p>								

(平成22年7月1日時点)

I 学校運営協議会設置までの経緯、設置後の改善状況

1. 「学校運営協議会を置く学校(コミュニティ・スクール)」指定前の状況

○当初は純農村地域であったが、工業団地の造成による急激な人口増により、アパートやマンションが建ち並び、新しい地域住民を迎えることとなった。さらに、平成になって、入管法が改正され、本市が県内一の外国人労働者居住率となった。しかし、数年前からの経済成長の陰りから、本校も例に漏れず、経済面の不安定さもあり、家庭環境の苦しさによる児童の荒れ、不登校、地域での不審者の増加等、いくつかの教育課題を経験してきた。地域に目を向けてみると、今後のさらなる少子高齢化に伴い、地域自治の衰退や就労不安による生活上の不安が増大し、そのことが次代を担う児童に影響を及ぼすことが予想できた。

2. 学校運営協議会の設置を決めた理由

○少ない教職員の日々の努力で、学校を荒廃から徐々に立て直したものの、地域や家庭の教育的基盤は改善されていないため、「学校の教育力」と「地域の教育力」の balan

スは整わず、学校の努力が少しでも緩るめば、またもや荒廃が繰り返される状況が予想された。そこで、教育課題や地域課題の解決をめざすため、単発的な取り組みではなく、息の長い取り組みとして、学校が課題克服のための拠点になればと学校運営協議会の設置を決めた。学校が単に地域の子どもたちが通ってくる子どもたちだけの学びの場ではなく、地域住民とともに育っていくことを願った地域全体の学びの場として位置づけることをねらったものである。

3. 学校運営協議会の設置方針の決定後から設置までの課題とその対応状況

○学校運営協議会の立ち上げの際の教育委員会との調整

⇒運営協議会の委員は、いわゆる「充て職」ではなく、地域からの代表を選出していただくこととした。

⇒費用については、コミュニティ・スクールの人的・物的な運営予算が捻出されることなく、経費は地域や文部科学省の調査研究事業費頼りとなった。

4. 学校運営協議会が学校や教育委員会に対してこれまでに提案してきた主な意見等

【学校運営の基本的な方針に対するもの】

○耐震補強にかかる学校改築・改修に関する件（H18～19）

改築を機に、子どもとともに地域の人々も学べる学校施設の設置を提案

○学校の教育課題の改善と3学期制の改善に関する件（H18～19）

今日までのデータで、6～7月と11月～12月に子どもの課題が山積することから、2学期制の導入を提案

○子どもの生活と学力の二極化に関する課題の件

より重い生活課題を抱える児童、特別支援教育対象児童、外国籍児童、不登校傾向児童等の学びの向上に向けての対策の提案

○保護者のニーズの焦点化と課題解決のための方策実施の件

○「保護者向けアンケート」（学校運営協議会作成）から浮かび上がった「子育て以外の悩み相談場所の必要性」と「子どもの基礎・基本の積み上げに不安がある」保護者の増加から、学校における相談機能の充実と学力向上の方策の提案

【学校運営に関する事項に対するもの】

○子どもたちの生活背景にある携帯電話やゲーム機などの使用に伴う現状把握と保護者への啓発

○学校運営協議会によるアンケートの結果から、小学校時代における携帯電話やゲームに潜む危険性についての学習を保護者と子ども対象に実施

【学校の職員の採用その他の任用に関する事項に対するもの】

○コミュニティ・スクールの推進を理解し、さらなる充実に向けて研鑽を積んでいこうとする教職員の採用

○コミュニティ・スクールに前向きに関わりたいと思う教職員の採用と転入

5. 学校運営協議会が提案した意見を踏まえた、学校や教育委員会の具体的な取組

【学校運営に関すること】

- 児童の課題に沿った2学期制の導入
- 教育委員会からの学校運営委員会への出席
- コミュニティ・スクールを継続するための経済面をバックアップしていく「コミュニティ・スクール支援委員会」の設立

【教育活動に関すること】

- 放課後・土曜日・夏休みを利用した地域体験学習の実施
「放課後教室」「土曜教室」「6年生店長修業」
- 地域での低学年と高学年に分けた居場所づくりの継続

【教職員の任用に関すること】

- コミュニティ・スクールに前向きな教職員の任用を要請

6. 学校運営協議会の設置後に感じられる変化（成果）

【学校（教職員）側】

- 教職員を批判する協議会ではなく、学校を支援、教職員を支援する協議会であるという実感が生まれてきた。これは、「学校評議員」制度と違い、学校運営協議会が協働していく協議会であることが実績によって理解できたからである。
- 学校に地域の方を受け入れる風土が生まれてきた。地域側からみると、学校の敷居が低くなってきたという声を聞く。

【教育委員会側】

- 法律で認められた学校運営協議会の要望という観点から、要望の実現に向けて、できる限りの努力を結果として見せてくれるようになった。
- 教育委員会から協議会にメンバー入りしていることで、本校の置かれている状況の理解が得られやすくなった。

【園児・児童・生徒側】

- 決まった教職員とだけの関わりではなく、より多くの大人と関わる（より多くの大人からの声かけ）ことで、児童を多面的にとらえることができ、そのことで児童の学校生活や地域生活の幅が広がり、結果として欠席日数も少なくなった。（H20とH21については、年間30日以上欠席者はなし）
- 地域においても「子どもをお客さんにしない」取り組みを意識し、児童の活躍する場面が増えることで、児童の持てる力を引き伸ばす効果がでてきている。
- 児童の「順次指導性（兄弟学級の取り組み）」や「集団自治能力」も徐々に高まり、より充実した穏やかな学級・学年経営が実現してきた。

【保護者側】

- 当然、個々の課題はあるものの、「地域でも子どもの生き生きとした姿をみるようになった」「子どもたちが穏やかになった」「仲間とともにがんばる姿が増えてきた」等の声を耳にする。
- 外国籍児童や課題を抱える家庭の就労や生活問題等に地域の有志や関係機関とともにネットワークづくりを進めてきたことで、保護者の安心感が生まれ、そのことが子どもの学校生活にも表れてきた。

【地域側】

- コミュニティ・スクールの内容面をPTAや地域の役員段階までは理解してくださるようになり、「学校の課題に沿った活動」の域に達してきたことで、いわゆる地域の足並みがそろいつつある。
- 本校の活動を聞き伝え、校区外からもボランティアの声をかけてくださる方がでてきた。

7. 学校運営協議会の設置後に抱えている課題

- PTA代表が学校運営協議会に参画して、形としては連携役にはなっているものの、PTA活動の内容に至るまでの連携にはなり得ていないことから、今後のより効果的な連携のあり方をどのように築いていくか。
- 今年から始めた「土曜教室」を今後継続し、効果を上げていくためには、地域のボランティアと学校との効果的な連携のあり方をどのように築きあげていくか。
- コミュニティ・スクールの継続を視野にいれた校舎改築・改修工事が終了した今、学校を拠点とした子どもと地域の人々の協働の学びの場を、どう具体的に築いていくか。
- コミュニティ・スクールのねらいや実施している内容を、校報やコミュニティだより以外に、地域の人々にどのような方法で浸透させていくか。

8. 上記7の課題の解決に向けた今後の取組予定

- 今年度から始めた学校運営協議会とPTA役員全員との意思の疎通を図る機会をさらに増やしていくことで、本校の子どもたちの課題をPTA活動に効果的に取り入れていくようにする。
- 「土曜教室」対象の子どもたちの保護者と学校、さらには指導ボランティアとの懇談の機会をもち、保護者の意識を高めていくことで、子ども自らが求めていく方向づけを行う。
- 今まで実施してきた地域で子どもが学ぶ場のいくつかを学校で行い、その折には授業参観も組み入れながら、より効果的な学びの場の提供を築いていく。
- PTA、地域の会合時には学校運営協議会および学校が「子どもの課題に沿ったコミュニティ・スクールのあり方と継続の大切さ」について話す機会を設けていく。

Ⅱ 学校運営協議会の実際の運営状況等

1. 学校運営協議会の運営状況

(平成21年度実績：年7回開催)

回	年月日	議 題 等
1	H21. 5. 14	(審議) 学校経営計画・(協議) 今年度の活動と年間計画
2	H21. 7. 8	(協議) 学校の課題と「土曜教室」の立ち上げ
3	H21. 9. 15	(協議) 今後の活動の見通しと「支援委員会」の設立
4	H21. 10. 29	(協議) 「土曜教室」の試験的实施
5	H21. 12. 7	(協議) 教育委員会への要望書の内容
6	H22. 1. 26	(協議) 「支援委員会」の発足と規則・来年度の組織
7	H22. 2. 23	(協議) 今年度の総括と報告会の開催
<p>(補記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会を代表して3名が8月の「コミュニティ・スクール推進協議会(長野大会)」に参加 ・12月には学校運営協議会の研修視察として京都市内の小学校を訪問 ・7月の旧校舎解体前に「校舎お別れ見学会」、新校舎第1期工事完成に伴っての「新校舎見学会」を地域住民を対象にコミュニティ・スクール理事会主催で実施 ・この他、学校運営協議会が、学校行事(入学式、運動会、卒業式)に参加 ・また、学校運営協議会の下に設置している「3委員会」は、年間にそれぞれ3回ずつの委員会を開催し、学校運営協議会から出された意見や指示に基づいて、具体的な活動の企画を行った 		

2. 学校運営協議会に関する基本情報等

○ 学校運営協議会を置く学校としての指定期間(年数) ※規則上

期間の定めなし

○ 学校運営協議会の委員の任期(年数) ※規則上

2年

○ 学校運営協議会の委員の改選方法の工夫

- ・今年度、新たに事務局として昨年度PTA会長が就任
- ・いわゆる「充て職」でない委員選出の継続と年齢構成を重要視した改選

○ 学校運営協議会の議事内容の公開状況

- ・学校運営協議会の議事録を毎回教育委員会に提出し、公開請求があれば、人事事項を除く議事録、資料等は公開可能としている。

3. 学校の教育活動に協力する仕組み（PTA、学校支援地域本部事業等）との連携状況
- PTA会長は理事として学校運営協議会理事会のメンバーに入り、「21世紀の岩根の子どもを育てる推進委員会」にはPTA3役（4名）が委員として入ることで連携を図っていく形をとっている。
 - 学校支援本部事業は「ボランティア推進委員会」で実施し、学校運営協議会の実働的な組織として重要な位置づけにある。
4. 学校運営に対する意見を聞く他の仕組み（学校関係者評価、外部アンケート等）との連携状況
- 学校が学校運営協議会に提出する自己評価結果について、学校運営協議会が「学校関係者評価」を実施する。併せて、学校運営協議会の内部委員会（通称：21世紀委員会）で課題として挙げてきたことを協議、検討して次年度の学校の取り組みに生かしていく。
5. その他
（別添資料）
- 「2010 コミュニティ・スクール並びに学校支援地域本部事業構造図」

